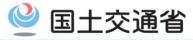
第12回建築BIM環境整備部会 資料5

建築BIMの将来像と工程表の改訂について



建築BIMの活用による将来像と工程表





○令和元年9月発行

- ✓ 建築物の生産や維持管理 に関わる全ての関係者で 共有するとともに、発注者 等の理解を得るための共 通の将来像を示す目的
- ✓ BIMの活用段階に応じた 将来像の実現プロセスと 将来像を実現するために 必要な取組について整理

リーフレット: 国交省BIM推進会議HPよりダウンロード可能 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/kenchikuBIMsuishinkaiqi.html

将来像の実現に向けた基本的な戦略

BIMによる将来像を実現するため、建築業界は今後、 BIM活用環境の整備に係る取組を、以下の方針に従って進めることとする。

1

マーケットの機能を生かしながら、 官・民が適切な役割分担の下で協調して進める

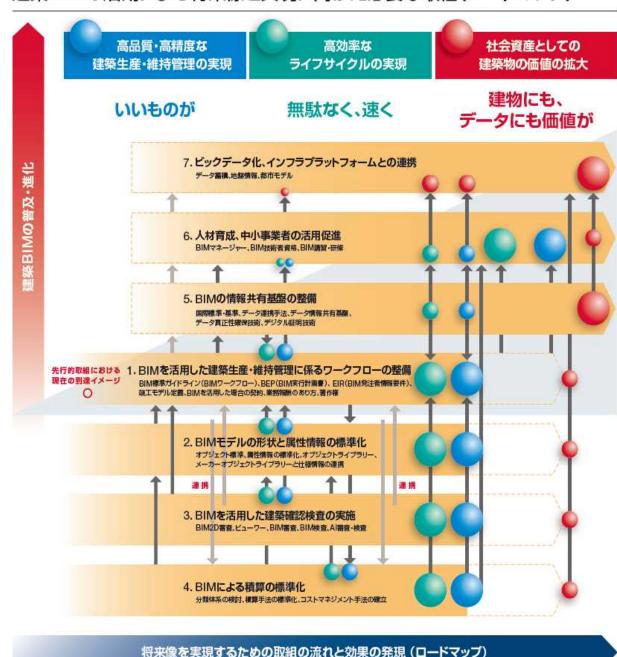
2

先行的な取組を進め、その後に一般化を図る (PDCAサイクルによる精度の向上)

3

我が国の建築業界の国際競争力の強化を図るため、 可能な限り国際標準・基準に沿って進める

建築BIMの活用による将来像と実現に向けた必要な取組(ロードマップ)



- BIMを活用した将来像を実現するため、BIM活用環境の整備として、<u>建築業界で進めるべき7つの取組を</u>整理し、 各課題に対応するための部会を設置し活動、その成果を建築BIM推進会議にて共有してきたところ。
- ○「建築BIMによる将来像と工程表」の改訂は、各部会・関係団体と議論しながら環境整備部会を中心に検討予定。

<令和元年9月「建築BIMの将来像と工程表」における必要な取組の整理 >

将来像を実現するために 建築業界に必要な取組		各取組を実現するために必要な検討事項
1	BIMを活用した建築生産・維持管理に係る ワークフローの整備	BIM標準ガイドライン(ワークフロー)、BIM実行計画書の標準策定(BEP)、BIM発注者情報要件の標準策定(EIR)、竣工モデル定義、部品メーカーとのかかわり方の整理、BIMを活用した場合の契約、業務報酬のあり方、著作権
2	BIMモデルの形状と属性情報の標準化	オブジェクト標準、属性情報の標準化、オブジェクトライ ブラリー、 メーカーオブジェクト、ライブラリーと仕様 情報の連携
3	BIMを活用した建築確認検査の実施	BIM2D審査、ビューワー、BIM審査、BIM検査、AI審 査・検査
4	BIMによる積算の標準化	分類体系の整備、積算手法の標準化、コストマネジメ ント手法の確立
5	BIMの情報共有基盤の整備	国際標準・基準への理解促進、データ連携手法の確立、情報共有環境の整備、データ真正性確保技術確立、デジタル証明技術確立
6	人材育成、中小事業者の活用促進	BIMマネージャー(仮称)、BIM技術者資格、BIM講習・研修
7	ビッグデータ、インフラプラットフォームとの連携	ビッグデータとしてのBIMの活用、インフラプラットフォーム との連携

建築BIM推進会議

部会(1)

「建築BIM環境整備部会」

(事務局:国土交通省)

部会②

「BIMモデルの形状と属性情報の標準化検討部会」

(BIMライブラリ技術研究組合)

部会③

「BIMを活用した建築確認検査の実施検討部会」

(建築確認におけるBIM活用推進協議会)

部会(4)

「BIMによる積算の標準化検討部会」

((公社)日本建築積算協会)

部会(5)

「BIMの情報共有基盤の整備検討部会」

((一社) buildingSMART Japan)

〇モデル事業等を行いつつ、建築BIM推進会議で現状把握・進め方を議論 (必要に応じて部会設置)



各

題を部会で

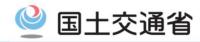
検

討

相互連

携

建築BIMの将来像と工程表 改訂の必要性と検討方針



背景

- 発行から3年が経過し、BIMの活用状況や技術開発、周辺環境は変化しており、フォローアップが必要。各部会での取組やモデル事業での成果をもとに、必要な検討事項や現在の到達イメージについて、現状にあわせた見直しを行う。
- 各部会での検討が進み、成果も上がってきたが、社会実装に向けた更なる成果を生むためには、部会間の連携や調整を図り、BIM推進に係る具体的なロードマップを示す必要がある。

基本方針

- ○BIMの普及により目指す姿とその実現に向けた取組の全体像について、具体的なロードマップとして取りまとめる。
- ○部会間連携が必要なタスクを整理し、連携すべき情報のインプットとアウトプットを明確に示す。

検討スケジュール

○将来像と工程表の骨子について検討し、各部会・関係団体等へ照会



○事務局にて意見を取りまとめ、環境整備部会等で議論を実施



○建築BIM推進会議にて報告・確定 (令和4年度中の改訂を目指す)